

【参考】 納税証明書に関する補足事項

件名：納税証明書の証明期間について

内容：

滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書は、発行日から3ヶ月以内のものを添付するよう申請の手引きで明記しておりますが、その証明期間は当然ながら納税証明書の発行日から遡って過去3年間である必要があります。

しかし、申請案件の中には「過去3年間」(認定法6条5号)ではなく「過去3事業年度」と勘違いし、申請日の1年近く前から遡って過去3年間のものが添付されている例があるようです(例：発行日：平成21年1月20日、証明期間平成17年4月1日～平成20年3月31日)。(この場合、証明期間最終日の翌日から申請日までの最大364日間についての滞納処分の有無について証明がなされていない結果となり得ます)

各審査担当におかれましては申請案件の納税証明書の証明期間をご確認いただき、上記のような納税証明書が添付されている場合は正しい証明期間の納税証明書の提出を求めてください。

公益認定(新規)の案件で法人設立後3年に満たない場合は設立後の期間で結構です。

(注)

滞納処分を受けたことがないことは認定前の合理的に近接した時点で満たしていることが必要ですので、申請時にその添付書類で確認し、その後審査中に仮に滞納処分があった場合(で行政庁において認定前に把握できなかった場合)には、認定取消しで対応することになります。

したがって、少なくとも申請の直前(手引きで3箇月前と記載)から3年以内を証明していただく必要があります。